

柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例案に係るパブリック・コメント実施要領

1 目的

「柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例案」について、「柴田町パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、次のとおり意見・提言を募集するもの。

2 背景

平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」が施行され、国及び地方公共団体の歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、令和5年10月には基本的事項（第2次）が告示されました。

生涯にわたる歯・口腔の健康が、摂食と構音及び、全身の健康状態を良好に保つために重要であり、社会生活の質の向上にも大きく寄与することから、町でもこれらを踏まえ、生涯を通じた効果的な歯科口腔保健対策の推進を図り、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するために「(仮称)柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定するもの。

3 条例制定までのスケジュール

区分等	R5. 2月	5月	6月	9月	10月	11月	12月	R6. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
柴田町議会															議員全員協議会説明	9月会議 条例議案 上程	条例 施行	
柴田町健康づくり推進協議会 (諮問機関)															1回目 開催			
歯科医師 (柴田歯会) との協議	1回目 開催	2回目 開催	3回目 開催			4回目 開催		5回目 開催	6回目 開催	7回目 開催		8回目 開催		9回目 開催		10回目 開催		
町民参加				町民健康 調査				団体ヒアリング					パブリック コメント 6/10～7/9					
町民への広報																		広報 しばた 掲載

4 条例制定に係る考え方

子どものむし歯は減少傾向にあるものの、柴田町では全国平均を上回る状況が多く、一部の家庭の子どもにむし歯の罹患が集中するなど、家庭による健康格差が生じている。また、柴田町国民健康保険被保険者・後期高齢者被保険者における令和5年度一人当たりの歯科医療費は宮城県の平均よりも高くなっている。

町民の歯と口腔の健康を維持するためには、町民の特性やライフステージに応じた施策を継続して実施することが必要である。そこで、歯と口腔の健康づくりを推進するために基本理念を定め、町、町民、歯科医療等関係者、保健医療関係者及び教育保育関係者、事業者がそれぞれ責務又は役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携し、歯と口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していくための町の枠組みとする。

5 制定する条例の概要

(1) 目的

歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、町の責務と町民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、教育保育関係者及び事業者の役割を明らかにします。また、町の施策の基本的事項を定め、これにより、町民の健康寿命の延伸を図ります。

(2) 定義

(3) 基本理念

歯と口腔の健康が心身の健康及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることを認識し、ライフステージなどに応じた取組を推進します。

(4) 町の責務

基本理念にのっとり、国及び県と連携し、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

(5) 町民の役割

基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する理解を深め、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに努めます。

(6) 歯科医療等関係者の役割

良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めます。また、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めます。

(7) 保健医療等関係者及び教育保育関係者の役割

歯と口腔の健康づくりに努めるとともに、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めます。

(8) 事業者の役割

町内の事業所に勤務する従業員に対して歯科健診及び歯科保健指導の機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを推進し、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めます。

(9) 基本的施策

- ・歯と口腔の健康づくり及び全身疾患と口腔状態の関係についての知識の普及啓発。
- ・食育及び生活習慣病対策における歯と口腔の健康づくり。
- ・かかりつけ歯科医で歯科健診を受けることの必要性並びに必要なに応じて歯科保健指導及び歯科治療を受けることの促進。
- ・ライフステージの特性に応じた歯科疾患予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に関する取組や歯科疾患のり患及び重症化の予防並びに歯と口腔の健康づくりに関する健康格差の縮小に向けた取組。
- ・妊娠期における歯と口腔の健康づくりを通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関する取組。
- ・障がい児、障がい者、介護を必要とする高齢者その他の者への環境整備。
- ・幼児、児童及び生徒の歯科疾患り患等の予防。
- ・災害時における歯と口腔の健康づくり。
- ・オーラルフレイルや介護予防に関する取組。

(10) 基本計画の策定

健康増進法（平成14年法律103号）第8条に規定する市町村健康増進計画として策定する「（仮称）第3期健康しばた21」の中に、歯と口腔の健康づくりの推進に係る目標及び施策等を盛り込み、他の健康課題と一体的に取り組む。

(11) 財政上の措置

(12) 委任

6 案件の名称

- ・柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例案
- ・柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例案に係るパブリック・コメント実施要領

7 閲覧期間及び意見募集期間

- ・令和6年6月10日（月）～ 令和6年7月9日（火）

8 閲覧資料及び閲覧方法

(1) 閲覧資料

- ・柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例案
- ・柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例案に係るパブリック・コメント実施要領

(2) 閲覧方法

町ホームページに掲載するほか、次の場所で閲覧する。

閲覧場所	閲覧時間
柴田町役場 健康推進課	8:30~17:15 (土曜日、日曜日、祝日は閲覧不可)
槻木生涯学習センター 船岡生涯学習センター 船迫生涯学習センター 農村環境改善センター 船岡公民館 西住公民館 船迫公民館	9:00~17:00 (日曜日、月曜日、祝日は閲覧不可)
柴田町図書館	火曜日～金曜日 10:00~19:00 土曜日、日曜日、祝日 10:00~17:00 (月曜日、第4木曜日は閲覧不可)
まちづくり推進センター (ゆる.ふら)	10:00~18:00 (火曜日は閲覧不可)
町内歯科医院	各歯科医院の診療時間内

9 意見等の提出方法

氏名、住所、意見等の提出区分（本町に住所を有する者を除く）、電話番号または電子メールアドレスを必ず記入のうえ、意見等提出用紙により、次のいずれかの方法で提出すること。

- (1) 郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 直接持込み（役場健康推進課）

※電話による受付は行わない。

※意見等提出用紙の様式は、町ホームページからダウンロードできるようにするほか、各閲覧場所に備えつける。

10 提出された意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等の概要とそれに対する考え方などを、ホームページにより一定期間公表する。

※氏名などは公表しません。

- (2) 個別の回答は行わない。

【問合せ先】

柴田町 健康推進課

住 所 : 〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

T E L : 0224-55-2160

F A X : 0224-55-4172

電子メール : health@town.shibata.miyagi.jp